

魚津市告示第105号

魚津市地域おこし協力隊設置要綱の一部改正について
魚津市地域おこし協力隊設置要綱（平成28年魚津市告示第80号）の一部を
次のように改正する。

令和8年4月6日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条－第3条 (略) (身分、任期等)</p> <p>第4条 隊員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とし、任期は<u>1年以上3年以内とする。ただし、地域協力活動として地場産業等に従事する隊員が、次の各号に掲げる要件の下、任期終了後に当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うため、3年を超えて当該地域協力活動を行うことを希望し、市長が活動期間の延長が必要と認めた場合には、2年を上限として延長(最長5年)することができる。</u></p> <p><u>(1) 当該地場産業等は、地域における存続・継承が必要なものとして市長が認めるものであること。</u></p> <p><u>(2) 起業の場合は1人以上の新規雇用をし、事業承継の場合は承継する事業に係る雇用数を維持すること。</u></p> <p><u>(3) 本市に定住し、かつ本市で起業・事業承継を行うこと。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第5条－第12条 (略)</p>	<p>第1条－第3条 (略) (身分、任期等)</p> <p>第4条 隊員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とし、任期は<u>1年以内とする。ただし、3年を限度としてその任期を延長することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第5条－第12条 (略)</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。